

(所得税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十三条 所得税法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第六号)の一部を次のように改正する。

附 則

(国税通則法の一部改正に伴う経過措置)

第五十三条 第九条の規定(附則第一条第七号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の国税通則法の規定は、信託法施行日以後に効力が生ずる信託(遺言によつてされた信託にあつては信託法施行日以後に遺言がされたものに限り、新法信託を含む。)について適用し、信託法施行日前に効力が生じた信託(遺言によつてされた信託にあつては信託法施行日前に遺言がされたものを含み、新法信託及び公益信託に関する法律附則第四条第一項に規定する移行認可を受けたものを除く。)については、なお従前の例による。

(清算人等の第二次納税義務等に関する経過措置)

第五十四条 第十条の規定(附則第一条第七号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の国税徴収法の規定は、信託法施行日以後に効力が生ずる信託(遺言によつてされた信託にあつては信託法施行日以後に遺言がされたものに限り、新法信託を含む。)について適用し、信託法施行日前に効力が生じた信託(遺言によつてされた信託にあつては信託法施行日前に遺言がされたものを含み、新法信託及び公益信託に関する法律附則第四条第一項に規定する移行認可を受けたものを除く。)については、なお従前の例による。

附 則

(国税通則法の一部改正に伴う経過措置)

第五十三条 第九条の規定(附則第一条第七号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の国税通則法の規定は、信託法施行日以後に効力が生ずる信託(遺言によつてされた信託にあつては信託法施行日以後に遺言がされたものに限り、新法信託を含む。)について適用し、信託法施行日前に効力が生じた信託(遺言によつてされた信託にあつては信託法施行日前に遺言がされたものを含み、新法信託を除く。)については、なお従前の例による。

(清算人等の第二次納税義務等に関する経過措置)

第五十四条 第十条の規定(附則第一条第七号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の国税徴収法の規定は、信託法施行日以後に効力が生ずる信託(遺言によつてされた信託にあつては信託法施行日以後に遺言がされたものに限り、新法信託を含む。)について適用し、信託法施行日前に効力が生じた信託(遺言によつてされた信託にあつては信託法施行日前に遺言がされたものを含み、新法信託を除く。)については、なお従前の例による。